

審査書

【日本原子力発電株式会社敦賀発電所原子炉施設保安規定の変更について】

原規規発第 2003194 号
令和 2 年 3 月 1 9 日
原子力規制庁

1. 本審査書の位置づけ

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請のあった「敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書」（令和元年 1 0 月 3 1 日付け総室発第 7 7 号をもって申請。以下「変更認可申請書」という。）の内容が、法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときに該当しないものであるかどうかを確認した結果を取りまとめたものである。

2. 申請の概要

日本原子力発電株式会社（以下「申請者」という。）が提出した変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

（1）放射性固体廃棄物の保管場所の設定に伴う変更

雑固体廃棄物及び工事解体物のうち、放射能レベルが極めて低いもの（L3）又は放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものの新たな保管場所として、タービン建屋 1 階及び 3 階を設定することに伴い、第 1 0 8 条（放射性固体廃棄物の管理）を変更する。

（2）新燃料搬出完了に伴う変更

1 号炉の全ての新燃料の敦賀発電所外への搬出が完了したことに伴い、敦賀発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）条文から新燃料に係る規定を削除するため、次の関連条文を変更又は削除する。

- ・ 第 3 条（品質保証計画）
- ・ 第 7 条（原子炉施設保安運営委員会）
- ・ 第 9 条（廃止措置主任者の職務等）
- ・ 第 1 0 条（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置）

- ・第52条（使用済燃料貯蔵池の水位及び水温）
- ・第100条（新燃料の運搬）
- ・第101条（新燃料の貯蔵）
- ・第124条（管理区域外等への搬出及び運搬）
- ・第125条（発電所外への運搬）
- ・第128条（保守管理計画）
- ・第142条（報告）

3. 審査の内容

本件審査に当たっては、本申請に係る保安規定の変更が、法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないと認めるとき」に該当しないものであるかどうかを確認するため、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第13112715号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「廃止措置保安規定審査基準」という。）に基づき、審査した。

以下に、審査の内容として、放射性固体廃棄物の保管場所の設定に伴う変更に係る主な内容については3-1に、新燃料搬出完了に伴う変更に係る主な内容については3-2に記載する。

3-1. 放射性固体廃棄物の保管場所の設定に伴う変更

以下では、放射性固体廃棄物の保管場所の設定に伴う変更について、廃止措置保安規定審査基準への適合性を説明する。

(1) 第15号関係（放射性廃棄物の廃棄）

第15号については、廃止措置保安規定審査基準において、放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置に関し、放射線安全確保のための措置が定められていることを要求している。

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、申請者が、雑固体廃棄物及び工事解体物のうち、放射能レベルが極めて低いもの（L3）又は放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものを対象として、新たにタービン建屋1階及び3階を保管場所に設定すること、当該建屋での保管について、保管容量は敦賀発電所1号炉廃止措置計画で定める保管容量を超えないよう、タービン建屋1階及び3階でそれぞれ660本及び2,880本（200Lドラム缶換算本数）とすること、放射線安全確保のための措置として、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じること、また当該容器等に放射性廃棄物を示す標識を

付けるなど、既存の固体廃棄物貯蔵庫と同様の管理を実施することを確認できたことから、第15号を満足していることを確認した。

3-2. 新燃料搬出完了に伴う変更

規制庁は、申請者が、1号炉の全ての新燃料について、敦賀発電所外への搬出が完了したことに伴い、保安規定条文から第100条（新燃料の運搬）及び第101条（新燃料の貯蔵）等、新燃料に係る規定を削除するとしている箇所について確認し、適正に削除されていることを確認した。

4. 審査の結果

日本原子力発電株式会社が提出した「敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書」（令和元年10月31日申請）を審査した結果、当該申請は、法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないとき」と認められる。